

私道整備助成制度の要件の一部緩和について

～私道所有者の一部に法人が含まれる場合～

令和8年4月改訂

横浜市道路・交通政策局
各区の土木事務所

はじめに

私道整備助成制度は、多くの市民の方々が日常的に通り、公道と同じように利用されている私道について、所有者の方が行う舗装の新設工事及び傷んだ舗装の補修工事等（以下「工事」という。）に対し、工事費の一部を助成する制度です。個人の費用負担を軽減するという制度の目的から、法人が所有する私道は助成制度適用外となっています。

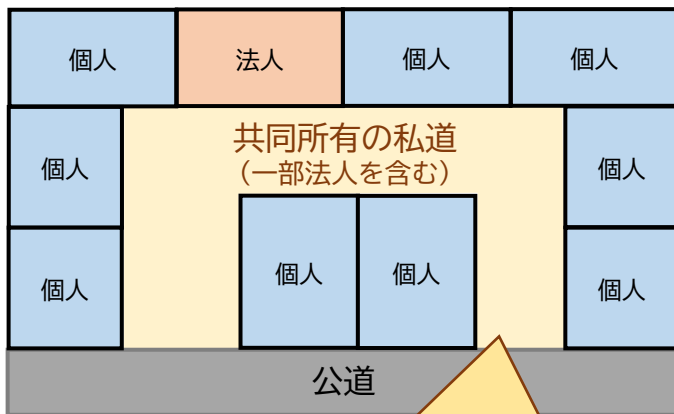
これは、私道を複数の者が共同で所有する場合（以下「共同所有型私道」という。）においても同様で、共有者に法人がわずかでも含まれる場合も適用外となり、その法人が自らの分を負担する意思があっても、助成制度が使えないため、個人の方の負担が大きく、結果的に工事が行えない状況がありました。

今回、少しでも私道の維持管理の負担を軽減するため、**共同所有型私道において、共有者に法人が含まれる場合でも、一定の条件のもとで助成制度を適用できるようになりました。**

所有者の一部に法人が含まれる場合の取扱い

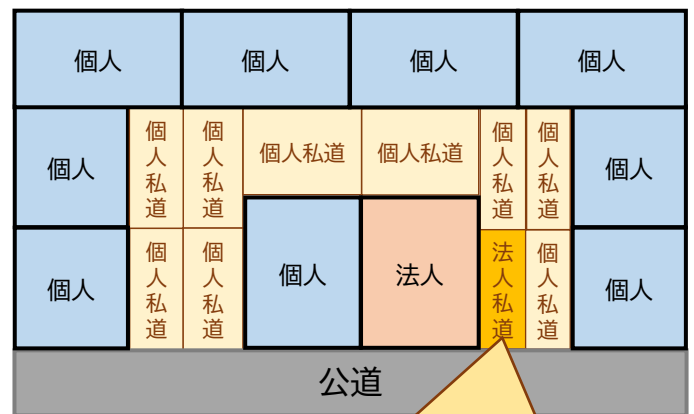
通常の私道整備助成金の額は舗装工事等に必要の費用の10分の9を上限として算出しますが、助成制度は、あくまでも個人が所有する私道を対象としているため、所有者に法人が含まれる場合には、**工事費用から法人の持分割合に相当する金額を控除した費用の10分の9を上限として助成することとします。**

共同所有型私道



これまで、一部でも法人がいる場合、助成はできませんでしたが、法人の持分割合に相当する金額を控除した費用の9割を助成できます。

相互持合型私道



相互持合型の場合、これまで同様、法人が所有する土地を除いた箇所に助成をすることができます。

助成金の額の例

【個人だけで所有する場合の算出例】

- ◆ 10人の個人が共同で所有する私道で持分割合は10分の1ずつ、工事費用が100万円の場合
 $100万円 \times 0.9 = 90万円$ (助成金額)

【法人が含まれる場合の算出例】 (上記、左の図)

- ◆ 9人の個人と1人の法人が共同で所有する私道で持分割合は10分の1ずつ、工事費用が100万円の場合
 $(100万円 - 10万円) \times 0.9 = 81万円$ (助成金額)

※私道に面して法人が存在せず、私道の共有名義人となっているだけの場合も同様です。

申請には、私道所有者全員の同意が必要ですが、私道を所有する法人の所在が不明な場合は、別冊「私道所有者の一部の所在を把握することが困難な場合」により法人からの同意を省略できる場合があります。

お問合せ・申請先

関連ホームページアドレス (パンフレットをダウンロードできます)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/iji/shidousei.html>

- ご相談は「私道整備助成制度のあらまし」に記載されている、整備したい私道がある区の土木事務所にお問い合わせください。